

令和5年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年2月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年2月24日(金) 午後1時30分から午後2時19分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年2月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番馬場勝委員、14番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、1月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月25日、羽黒地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、西奈美委員、佐藤委員に案件を審査していただきました。</p> <p>2月1日、市役所3階市長室におきまして、農業振興等に関する意見書を会長と会長代理から市長へ提出していただきました。</p> <p>その後、市町村農業委員会役員等研修会が新潟市中央区の新潟ユニゾンプラザで開催され、会長と会長代理が出席してございます。</p> <p>2月6日、にいがた女性農業委員の会役員会が新潟市中央区の新潟東中通ビルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>2月7日、中村浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、本間委員、浮須委員に案件を審査していただきました。</p> <p>2月8日、村松浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>2月17日、2月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>2月21日、地域別農業委員会会長・事務局長会議及び下越地区農業委員会連絡協議会の定例総会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2月22日、受給者連盟総会及び新年会が植木屋で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2月23日、農林業新規就農・チャレンジフェアが新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件であります。</p>

	<p>1 番の案件は、譲渡人からの要望により竹島地内の田について贈与するもので、面積は 2,748 m²であります。</p> <p>第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 17 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、宅地造成のための転用が 1 件、宅地造成に伴う仮設道路のための一時転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、駐車場整備のための転用が 1 件、砂利採取及び待避場のための一時転用が 1 件の、計 5 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である大川町地内の田において、宅地造成するための転用で、申請面積は 8,463 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円でありま</p>

	<p>す。</p> <p>この案件については、面積が 3,000 m²を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>2 番の案件は、1 番の案件である宅地造成に伴う仮設道路のための一時転用で、申請面積は 284 m²、令和 5 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 か月の賃借権を設定し、賃料は総額 80,000 円であります。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>3 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 264 m²、建築面積は 58.85 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>4 番の案件は、高畑地内の畑において、駐車場を整備するための転用で、申請面積は 134 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>5 番の案件は、土作及び高野地内の田において、砂利採取及び待避場のための一時転用で、土作地内は砂利採取を行い、高野地内は待避場となっております。合計 4 筆、所要面積は 18,634 m²、採取期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までとするものであります。</p> <p>この案件についても、面積が 3,000 m²を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、宅地造成のための転用が 1 件、宅地造成に伴う仮設道路のための一時転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、駐車場整備のための転用が 1 件、砂利採取及び待避場のための一時転用が 1 件の、計 5 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の 2 番から 4 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、1 番及び 5</p>

	<p>番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の2番から4番については、県農業会議に諮問せずに許可し、1番及び5番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は、所有権移転と利用権設定と利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の所有権移転は3件であります。</p> <p>1番の案件は、羽黒地内の田について、債務整理のため売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は9筆7,840㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、中村浜地内の畑について、譲受人は認定農業者で、規模拡大のため所有する畑の近隣の農地を希望されたものであります。本案件の農地は譲渡人が今後耕作する予定もなく、売買に承諾されたことから、この農地を選定農地としたものであります。面積は3筆1,943㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、村松浜地内の畑について、労力不足のため売り渡しを希望されたものであります。譲受人はあっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は3筆1,930㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第3号議案の所有権移転の1番のあっせん審査結果について、8番西奈美公平あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>第3号議案の所有権移転の1番についてご報告いたします。</p> <p>去る1月25日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、債務整理のため、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者である農地所有適格法人で、経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p>

	<p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、3 番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 7 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>買い手は、畑作での農業経営を広げており、農地を買いたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、新潟市の認定農業者である農地所有適格法人で、経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売り手は、買い手が希望した農地の所有者で、今後も耕作する予定がなく売買に承諾されたことから、選定いたしました。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転の 3 番のあっせん審査結果について、11 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 3 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 50 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 31 件、使用賃借権を新規に設定するものが 2 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 16 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 50 件であります。</p> <p>1 番から 5 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円から 23,000 円であります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>6 番から 10 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円、またはコシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>補足としまして、7 番から 11 番の譲受人は認定農業者であります。今まで親族名義の農地を耕作しており、自分名義の農地は無かったため、経営面積が 0 となっております。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>11 番から 15 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 11,000 円から 14,200 円、またはコシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>16 番から 20 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を新規に設定する</p>

もので、10a 当たりの賃貸料は 9,600 円から 10,900 円であります。
 議案書 10 ページをお願いします。
 21 番から 25 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 8,900 円から 9,600 円であります。
 議案書 11 ページをお願いします。
 26 番から 30 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 17,000 円であります。
 議案書 12 ページをお願いします。
 31 番は、労力不足により農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は JA 仮渡金によるコシヒカリ 60kg/10a 相当の金額であります。
 32 番と 33 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。
 34 番と 35 番は、認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 21,000 円から 23,000 円であります。
 議案書 13 ページをお願いします。
 36 番から 40 番は、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 25,000 円、またはコシヒカリ 60 kg から 90 kg であります。
 議案書 14 ページをお願いします。
 41 番から 45 番は、認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 22,000 円、またはコシヒカリ 70 kg から 120 kg であります。
 議案書 15 ページをお願いします。
 46 番から 49 番は、認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 8,000 円から 10,000 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 60kg/10a 相当の金額であります。
 50 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の使用賃借権を再設定するものであります。
 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 50 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。
 以上で説明を終わります。

議長

第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 50 番の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。

7 番

それでは、ご報告いたします。
 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 50 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 31 件、使用賃借権を新規に設定するものが 2 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 16 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 50 件であります。
 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。
 以上で報告を終わります。

議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から50番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の1番から50番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案の利用権設定の1番から50番は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の51番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の51番をご説明いたします。 議案書16ページをお願いします。 51番は、認定農業者に5年間の貸借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。 第3号議案の利用権設定の51番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の51番の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の51番は、労力不足により貸借権を新規に設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の51番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の51番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の51番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の52番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の52番をご説明いたします。 52番は、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ63kgであります。 第3号議案の利用権設定の52番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の52番の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の52番は、労力不足により賃借権を再設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の52番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の52番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の52番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の53番と54番について審議いたします。 なお、本案件及び第3号議案の利用権移転は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。 また、議事進行については、榎本会長職務代理をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室) (議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。 それでは、第3号議案の利用権設定の53番と54番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の53番と54番をご説明いたします。 53番は、労力不足により農業者に20年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。 54番は、経営移譲により10年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 第3号議案の利用権設定の53番と54番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の53番と54番の事前審査結果について、7番田村信秀事</p>

	前審査委員長から報告をお願いします。
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 53 番と 54 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものと、使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 53 番と 54 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 53 番と 54 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 53 番と 54 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権移転を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転は、経営移譲により移転するものが 3 件であります。</p> <p>1 番から 3 番は、経営移譲により 5 年間から 10 年間の賃借権を移転するもので、10a 当たりの賃貸料は 5,000 円から 17,000 円であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権移転の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転は、経営移譲により移転するものが 3 件であります。</p>

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。
以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、第3号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 　質問等がないようなので、これで質疑を終わります。
これより採決をいたします。
第3号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員：挙手)

議長 　賛成多数と認めます。
それでは、ここで〇〇に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長 　第3号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。
それでは、ここで議長を交代させていただきます。

(議長交代)

議長 　議長を交代します。
これで、本日の全ての日程を終了いたしました。
これを持ちまして、令和5年2月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年2月24日

議 長

13 番

14 番
